

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示
新旧対照条文 目次

○	特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）（抄）（第一条関係）	1
○	作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）（抄）（第二条関係）	3
○	作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）（抄）（第三条関係）	6
○	作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）（第四条関係）	7

改 正 案	現 行
特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあっては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないもの	特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあっては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないもの

とすること。	
物の種類	値
(略)	(略)
酸化プロピレン	(略)
三酸化ニアンチモン	アンチモンとして〇・一ミリグ ラム
(略)	
(略)	

とすること。	
物の種類	値
(略)	(略)
酸化プロピレン	(略)
(新設)	
(略)	
(略)	

改 正 案			現 行		
（試験） 第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。	（略）	試験の科目	（略）	（略）	（試験） 第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。
		範 囲			
		別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術 吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。）に掲げる物の分析に関する理論及び方法			
別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術		吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3			別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術 吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3

(略)	の 2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析に関する理論及び方法
-----	--

2
(略)

(講習)
第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目 (略)	範囲	時間
別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。）に掲げる物の分析	十二時間
別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3の2、10、	十二時間

(略)	の 2、10、11、13、13の2、21の2、22、23の3、27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析に関する理論及び方法
-----	---

2
(略)

(講習)
第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目 (略)	範囲	時間
別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。）に掲げる物の分析	十二時間
別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3の2、10、	十二時間

2 3 4 (略)	(略)
	、 11、 物 23、 並 の 13、 び の 3、 に 鉛、 13 鉛 の 27 の の 2、 分 2、 析 及び 15 の 2、 33 の に 掲 21、 げ る 22

2 3 4 (略)	(略)
	、 11、 鉛 27、 の の 13、 分 の 2、 析 及び 13 の 2、 33 の に 掲 21、 げ る 22、 物 23、 並 の び の 3

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第一（第十条関係）			別表第一（第十条関係）		
物の種類	試料採取方法	分析方法	物の種類	試料採取方法	分析方法
（略）	（略）		（略）	（略）	
酸化プロピレン			酸化プロピレン		
三酸化二アンチモン	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法	（新設）		
（略）			（略）		

四 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
物の種類	管理濃度	物の種類	管理濃度
一〇十三の二（略）		一〇十三の二（略）	
十三の三 三酸化ニアンチモン	アンチモンとして〇・一mg/m ³	（新設）	
十四〇七十一（略）		十四〇七十一（略）	
備考（略）		備考（略）	